	一般管理費	136,396,248		
	財務費用	3,600,859		
	雑損	28,875		
	臨時損失	1,575,001	3,686,132,049	
⑵	（控除）自己収入等			
	授業料収益	△ 636,961,310		
	入学料収益	△ 100,052,200		
	検定料収益	△ 31,385,700		
	受託研究等収益	△ 3,843,911		
	受託事業等収益	△ 29,857,065		
	寄付金収益	△ 22,604,224		
	財務収益	△ 2,540,166		
	雑益	△ 48,149,149		
	臨時利益	△ 5,355,000		
	資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 21,660,361		
	資産見返寄付金戻入	△ 2,924,676	△ 905,333,762	
	業務費用合計			2,780,798,287
Ⅱ	損益外減価償却等相当額			229,342,772
	損益外減価償却相当額		228,485,614	
	損益外固定資産除却相当額		857,158	
Ⅲ	損益外減損損失相当額			27,000
Ⅳ	引当外賞与増加見積額			△ 8,447,464
Ⅴ	引当外退職給付増加見積額			△ 144,646,995
Ⅵ	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	11,484,999		
	政府出資の機会費用	211,124,572		
				222,609,571
Ⅶ	（控除）国庫納付額			—
Ⅷ	国立大学法人等の業務実施コスト			3,079,683,171

注記

⑴　国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用については、当該職員宿舎の近隣の地代や賃借料を参考に算出している。

⑵　政府出資等の機会費用の算定に係る利率は、日本相互証券が公表する第306回国債の平成22年３月31日利回りを参考に1.395％とした。

⑶　引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員にかかるものは、4,174,662円となっている。

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書国立大学法人会計基準等検討会議　平成21年７月28日改訂）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、特別教育研究経費及び特殊要因経費に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　　５年～50年
構築物　　５年～52年
工具器具備品　３年～28年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準（以下「基準」という。)第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

⑶　受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当該事業年度に帰属する額を計上している。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への退職一時金の支払いに備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額により計上している。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。

６．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券が公表する第306回国債の決算日における利回りにより計算している。

７．リース取引の会計処理

リース料総額が50万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。